

## 批評と紹介

黄文弼著・田川純三訳

## ロプノール考古記(一)

榎 一 雄

黄文弼氏(一八九三年四月二三日—一九六六年二月八日)は一九二七年から一九五八年に至る三〇年間に、四たび内蒙古から新疆に至る地域の考古学的調査に従事し、その成果を『高昌專集』(民国二〇年五月十八日自序、西北科学考查团叢刊之一、西北科学考查团理事会印行、民国二〇年)、『高昌專集贅言』(民国二〇年九月十六日自序)、『高昌陶集』上篇及び下篇(西北科学考查团叢刊之一、民国二二年、西北科学考查团理事会印行)、『高昌、第一分本』(西北科学考查团叢刊之二、考古学第一輯、中国學術团体協會西北科学考查团理事会刊)、『羅布淖爾攷古記』(民国三七年九月一八日自序、同年国立北京大学出版部刊)、『高昌博集』(增訂本)(考古学特刊第二号)(中国科学院発行、一九五一

年二月、北京大学出版部印刷)、『吐魯番考古記』(考古学特刊第三号、中国科学院考古研究所編輯、中国科学院一九五四年四月刊、全上第二次刊本(考古学專刊丁種第五号、中国科学院考古研究所編輯、科学出版社、一九五八年一月刊、本文に「附録古維吾爾文說明」(六三—六四頁)及び初版本の誤植誤記を訂正した「再版校記」(六五—七〇頁)を附す)、『塔里木盆地考古記』(中国田野考古報告集考古学專刊、丁種第三号(中国科学院考古研究所編輯、科学出版社一九五八年四月刊)及び『新疆考古发掘報告』(一九五七—一九五八)(中国社会科学院考古研究所編輯、文物出版社一九八三年一〇月刊)の単行報告書と数十篇の雜誌論文として発表した。雜誌論文の中、中国文のものはまず『西北史地論叢』(李文俊氏責任編輯、上海、上海人民出版社一九八一年五月刊)にその一部が纏められ、続いて中国文の他の論文が『黄文弼歷史考古論集』と題して一九八九年八月に刊行が予定されているという。

中国以外の諸外国学者による関係地域の調査研究報告が相次いで出版せられ、その妙からぬものが邦訳されて日本の読書界を賑わしているのに反し、中国人学者でこの地域の考古学調査の創始者である黄文弼氏の報告の邦訳が行われなかったことを遺憾とする日中文化交流協會の井上靖・宮川寅雄両氏の主唱によって、田川純三・土井淑子両氏が

黄文弼氏の主要報告を日本訳せられることとなり、ここに『黄文弼著作集』第一巻として『ロプノール考古記』の刊行を見たのである。本巻の訳者は田川純三氏である。

田川純三氏は慶応義塾大学中国文学科を卒業し、現在NHKスペシャル番組部チーフディレクター、横浜市立大学非常勤講師。テレビヒドキュメントタリー「シルクロード・大黄河」等の企画・取材・制作に当り、高い評価を得ている一方、訪中約三〇回、著書に『絲綢之路行』（潮出版社）、『中国漢詩の旅』全五巻（世界文化社）、『敦煌石窟——美とところ』（日本放送出版協会）があり、訳書に『樓蘭王国に立つ』（日本放送出版協会）があり、共著に『西域・黄河名詩紀行』全五巻、『中国文明の伝統』、『中国文明の原像』上・下、『シルクロード』全六巻、『大黄河』全五巻、『近代東北庶民の記録』上・下（以上の共著はすべて日本放送出版協会刊）等がある中国文学並びにシルクロード・黄河関係の文化史研究のベテランである。幾度かロプノール周辺の地域を踏んだ田川氏が本書の邦訳に当られたことは、誠に適材を適所に得たものといふべきであろう。

## 二

著者黄文弼氏は、字は仲良、湖北省漢川県黄家嘴の生れで、清末民初に漢陽府中学堂に学び、一九一五年北京大学

哲学科に学んだ。北京大学では時の校長蔡元培の進歩主義的な、しかも政界実業界の腐敗を是正するためには私徳を修めることを根本とすべきことを強調した道徳主義の教育の感化を受けることが多かったという。この道徳主義の教育については、例えば周天慶氏の「蔡元培伝」（北京人民出版社、一九八四年三月刊、一〇八一—一〇九頁）に説明が見える。

一九一八年北京大学を卒業、学校に止って国学研究所の助手となり、宋明理学の研究に力を尽くし、ついで目錄学の研究に進み、『二程子哲学方法論』、『統四庫書目略説明』、『中国旧籍新分類法綱目』を著し、中国の古書目録の創造と革新とに貢献した。

こうした黄文弼氏の興味を内蒙古・甘肅・新疆の考古に転ぜしめたものは、十九世紀の末以来外国の学者がこの方面の調査を行い、出土の書籍・芸術品・簡牘・文書の類を大量に入手して、国外に持ち帰りつつあったことに對する反撥であった。北京大学国学研究所は夙に中国における西北考古学のフィールドワークを振興する必要を感じ、沈兼士教授指導の下に古物陳列所を開設した。黄文弼氏はその古文書の整理に当り、北京大学に考古学会が成立すると、その最初の会員の一人になった。

こうして中国において西北考古学の振興、特にその実地

調査を必要とする機運が次第に醸成せられつつあった時、中国に持ちかけられたのがスウェンIIヘディン（一八六五・二・一九一—一九五二・一一・二六）を隊長とする、(一)地理学、(二)測地学、(三)地質学、(四)旧植物学、(五)古無脊椎生物学、(六)古脊椎生物学、(七)考古学、(八)民族誌学、(九)氣象学、(十)動物学、(十一)植物学等十一部門のそれぞれについての専門調査員を揃えた一大調査団を派遣してチベットを含む中央アジアを探検したいという提案であった。それまで何回かヘディンの試みた大小のアジア旅行は、言わばヘディンの単独の旅行であって、その報告に集積せられている調査の結果は、ヘディンが独力で採集したものであった。しかしヘディンは己の力量の限界をよく知っていたから、何時の日にか各部門の専門家の協力を得て信頼するに足る十分な資料を採集する探検隊を編成しようと希望していたのである。たまたま資金の調達が目安だったので、一九二七年四月二十六日、ヘディンは中国學術団体協会代表周肇祥との間に十九條の契約を結び、西北科学考察団を組織し、ヘディンの選定した外国人団員で協会の審定を経たものと、中国人団員との協力のもとに、待望の調査が開始せられ、黄文弼氏は五人の中国人学者団員の一人として考古学調査を分担することになったのである。

十九條の合作辦法の中国文の原文は徐旭生氏の日記『徐

旭生西遊日記』三冊、西北科学考察団叢刊之一、中国學術団体協会西北科学考察団理事会印行、民国十九年九月初版）の附録三（二二—二八頁）に見えている。その主要な若干條の大意を摘記すると、

第四條 理事会は団員の中から中国人及び外国人団長各一人を委任し、外国団長にはスウェンIIヘディン博士がこれに任ずる。

第五條 中外両団長の任務規定は左の如し。

(一) 旅行中の行止及び工作時間等は、外国団長が中国団長と共に之を規定する。

(二) 団員の工作の分配については、外国団長は中国団長の同意を得ることを必要とする。中国団長が工作分配を提出する場合には、外国団長の同意を得ることを必要とする。

(三) 途中と各地方との長官との事務の接渉は中国団長が主持辦理する。

(四) 採集品の運輸は中国団長が主持辦理する。

第六條 全団の経費の負担及び旅行中の一切の必需事項に關しては、次の如く規定する。

(一) 全体の団員の出発の日から、調査が終つて北京に帰る日までに必要な食料、篷帳（ほろ）、夫役、駝畜、医薬、採集の品の北京への運賃、その他旅行上必要

な費用はすべてヘ Dein 博士が之を負担する。

(一)ヘ Dein 博士は外国団員の薪水(給料)を負担する以外に、出発の日から北京に回る日まで、毎月中国貨幣で八百五十元を本協会に寄附する。その用途は別に表示する。

(二)これら以外の事柄は、中国団長から随時ヘ Dein 博士に相談して辦理し、理事会に報告して検討する。

第七条 旅行の往返の路線は、北京から包頭・索果諾爾 [Sogho-nor]・哈密・迪化・羅布諾爾 [Lop-nor] より車爾成 [Charchan] に至る。必要な場合は、両団長が妥商して変更してよろしい。但し重大な変更が有る場合は理事会に電報して審査を求め、許可があつてから変更すべきである。

第八条 旅行の期限は離京の日から起算して多くとも二年を過ぎることを得ない。

第九(八と誤植す)條 旅行中の調査事項の主要なもの次の如し。

地質学、地磁学、気象学、天文学、人類学、考古学、民俗学。(ヘ Dein が調査を期待していた(四)旧植物学、(五)古無脊椎生物学、(六)古脊椎生物学の名が見えないのは、後に記すアンドリユース (Roy Chapman Andrews) 調査団との重複を避けたものか。また動物学の

項のないのは、次の第十条に言う軍事に関係があると考へた結果か。)

第十条 直接或いは間接に中国の国防国権に関係のある事物は、一切考查することを得ない。違ふ者は中国団長に責任をもたせて随時制止させるべし。

第十一条 旅行の時画く地図は工作用区域を除いては三十万分の一より大なるを得ない。

第十二条 調査に際して守るべき規定次の如し。  
(一)理由の如何に拘らず歴史・美術等に関する建築物を毀損してはならない。

(二)私人の名義で古物を購買してはならない。

第十三条 考古学に関しては、発掘作業をしないこととする。但し小規模の発掘で、全団の進行に対して大きな障碍とならないもの、又発掘して得る品物が甚しくは重滞せず、運搬するのに特別な設備を必要としない場合は、中国団長から外国団長に相談して発掘を行う。(但し全団の進行に妨礙にならない場合には、比較的大規模な発掘でも之を行つてよろしい。)

第十四条 収羅(即ち採集)或いは採掘して得た物件の処分の方法は次の如く規定する。

(一)考古学に関するものは、全部中国団長或いは中国団員に提出して、中国學術団体協会に持ち返りその保

存に帰する。

(二)地質学に関するものは、(一)と同様に処理するが、北京に持ち返ってから、理事会の審査を経た後、副本一份(「セツト」)をヘディン博士に贈与する。

第十五条 調査の結果は次のように処分する。

(一)写真は理事会に提出してその審査を受け、一本を理事会に渡して保存すべきものとする。

(二)自然科学中の図線記録は、理事会に提出して審査を受け、六か月以内に審査を完了すべきものとする。

(三)筆記・図画或いは日記は(一)と同様に処分する。

(四)地図は理事会において六か月以内に審査するものを除いては、理事会から参謀本部に転送して審査するものとする。

(五)電影片(映画フィルム)は、(一)理事会の審査を受け

べきこと、(二)副本一つを理事会に存すべきこと、

(三)映画は必ず北京で封切るべきこと。

上文にいう所の審査の手續を経ていないものは、発表するを得ない。

第十六条 調査が完了した時は、本協会の名義を使用して正式の報告を発表すべきものとする。その方法は次の如くである。

(一)各部門で一小冊子を出す。其の体裁は大体八開本(オ

クターボ)二百西(二百二十四?)頁(英訳には約二百頁とすると記す)とし、中文及び欧文を対照して印刷する。

(二)この印刷の費用は協会が負担し、印刷成った後は一百部をヘディン博士に贈呈する。

(三)報告に印刷する著作者の姓氏は、両团长以外の団員については、すべてアルファベットの順によって排列する。

(四)これらの報告は調査完了後二年六か月以内に全部出版する。

第十七条 このたびの調査によって生まれた大部の著作の発表は次の規定によって行う。

(一)「正式の報告の」出版は予備の報告の出版の後に行うこととする。

(二)著作は地質学・人類学・考古学・民族学等に関するものを甲部となし、地磁学・気象学・天文学等に関するものを乙部とする。甲部の著作は協会が経費を負担し、中国で出版する。乙部に属するものは、ヘディン博士が経費を負担し、欧洲において出版する。

双方は一百部を交換し、其の余は自由に発行する。

(三)甲部に関する材料は、中国団員・外国団員の何れが調査するところであらうとも、すべて理事会に提出

する。乙部に関する材料は、中国団員或いは外国団員の何れが得たところであろうとも、理事会で六か月の内に審査を完了した後に、ヘディン博士に交与する。

(四)甲乙両部のそれぞれの部門の著作は、同一の総名を用いて之を概括し、いづれも同一の体裁で印刷することとする。

(五)ここに言う著作は本協会の名義を用いて発表し、その著者の姓名は各巻の上に分刊する。但し甲部の著書は中国団長が総編輯に、外国団長が副編輯に任じ、乙部の著書は外国団長が総編輯に、中国団長が副編輯に任ずることとする。

第十八条 気象を調査する際には気象台四座を設ける。これら気象台で用いる儀器(計測器)は、ヘディン博士が已に中国に贈与することを認めたものである。調査が完了した時を俟って、ヘディン博士から理事会に交与する。

第十九条 ここに訂定した辦法には英文の訳本一部がつけられているが、中文を以て標準とすべきものである。これら十九条の契約成立の経過と条文の英訳とその解説とは、ヘディンとペリイマンとの協力に成る『一九二七—一九三五年アジア調査史、第一部一九二七—一九二八年』

## 批評と紹介 榎

に詳し( *Sven Hedin in collaboration with Folke Bergman, History of the Expedition in Asia, 1927-1935, Part 1, 1927-1928, Stockholm, 1943, pp. 1-63* )。

条文の英訳とその解説によると、中国學術団体協会は英語では *The Federation of the Scientific Institutions of China* と訳され、理事会は英訳では *The Board of Directors* とされているが、通常 *The Committee* と呼ばれ、北京に置かれ、劉復教授がその死去(一九三四年)に至るまで唯一の推進力で、中国人団員と外国人団員とが相互に信頼して円滑に協力できたのは、専ら劉復教授の御蔭によるものである。中国人団の団長は徐旭生教授、外国人団の団長は言うまでもなくヘディン。但し徐教授は一九二八年から一年半に亘って中国人団長を勤めた後北京に帰り教授職に復した。中国人団長の職は中国側の体面を保つたためのもので、調査遂行の実際においては、ヘディンが指揮を執った。徐教授もそれを公にヘディンに依頼した。従って中国・外国両団長に関する条文については何の関著も起らなかった。第六条の経費の負担については、劉復との協定に基づいて、ヘディンは調査現地で中国人団員に一月計三五〇メキシコ\$を、その留守宅の家族に北京のドイツ・アジア銀行 (*Deutsch-Asiatische Bank*) から五〇〇メキシコ\$を支払った。しかし中国人団員は次第に減少したために、ヘデ

インの負担は次第に減少した。

第七条の調査ルートは当初企画していた航空機による調査が不許可になった結果、航空機を用いる場合ならこれでよかつた調査の範囲の指示は、内陸アジアの全域に拡大されて、チュググチャック〔「塔城」タルバアタイ〕*Bagatay*・クチア〔庫車〕・アクス〔阿克蘇〕・カシユガル〔喀什〕・ヤルカンド〔莎車〕・コタン〔和田〕・西部チベット・カラコルム・ラダック・北部チベット・ツアイダム・テプウ〔Tebu〕・南山・甘肅・ゴビ・全内蒙古及び熱河を含むことになったが、理事会は第七条の条文を忘れたかの如く、この地域において調査団が自由に行動することについて一言も抗議したことはなかつた。

第八条の二年を越えない筈の調査期限については、一年半が過ぎた段階で、理事会は更に二か年を延長することを求め、結局調査団は一九二七年の春から一九三三年の秋まで六か年半現地に在って仕事を続け、更に一か年半を新疆に往復する自動車による調査に費したのである。

第九条の調査項目は不完全である。(これについての補足は省略するが、ヘーデンは中でも、北部チベット、タールム河下流とロプノール方面、北山地帯の調査が重要な役割を演じたことを強調している。)

第十一条の三十分の一以上の地図を描くべからずとす

る項目は始めから無視され、徐旭生・袁復礼兩教授はこの項目を愚かなこととし、地図は作者が適當と考ふる如何なるスケールにでも描くべきであるとしたり。

第十三条の考古学的發掘に関する項目は意味が曖昧で、現場の考古学關係の作業に何等障害にならなかつた。

第十四条については、考古学資料の全部は北京に持ってこられた。その後結ばれた協定によつて、「スウェーデン人団員でスタインの最も有能な助手役を演じた」フォルケ・ペリイマン (Folke Bergman) の採集した史前時代の考古学的遺物の蒐集の全部は私 (即ちヘーデン) に寄贈せられた。こうした寛大な処置は袁復礼教授と黃文弼氏とが同時に同様な蒐集を一部同じ場所で行い、いづれにせよ中国の諸博物館がその分け前に与ることになった結果に主としてよるものと解せられる。歴史時代の出土品、ペリイマンがエチナ河から採集した例えば家具・武器・織物等の漢代の遺物は、中国に保存せらるべきものであつた。その後私はこれらの遺物を四か年ストックホルムに借出してペリイマンに分類し研究させて貰う許可を得た。一九三四年、ペリイマンとパーカー・C・C・チェンと私自身とがロプノールの古墳から發掘した遺物も、亦僅か二か年であるが、ストックホルムに貸出された。一九三五年三月、理事会は歴史的遺品で重複しているものは、スウェーデン側に与えられる

べきことを約束した。ペリイマンの歴史的発見の中で最も重要で貴重なもの即ちエチナ河の漢代の防壘塔の廃虚で発見した漢代の木簡は、如何なる場合にも中国外に持出されるべきではなかったが、これらがその後どうなったかについては、別に語る機会がある。

地質学の標本の蒐集については、約束通りに処理されなかった。岩石の標本類は約束通りスウェーデンにその所属として齎らされたが、古生物学的標本の或る部類は欧人の専門家によって研究されており、その他の諸部分は中国にとどめられ、〔在中國の〕グラバウ (Amadeus Grabau) 教授と中国の専門家の調査に委ねられた。この貴重な資料の一部は南京の中国地質研究所 (The Geological Survey of China) の管理の下に置かれた。一九三七年の末、日本軍が南京を攻撃して、中国地質研究所の建物を破壊掠奪した結果、一九三九年の末に聞いたところでは蒐集品の一部は日本に持って行かれたと言われたが、その真偽は知らない。

第十五条の五項目は一見頗る驚くべきものであるが、他の諸条項と同様、実際にはまるで違ったものであった。写真は代表的なもの選ばれて理事会に送られ、同時に同じ映画二組が欧州とアメリカとで公開された。調査団の欧州人団員の殆どすべての人々と若干の中国人団員は自身のカメラを持っていった。従って何千枚かの写真を北京に送って

理事会の承認を求めると不可能なことであり、理事会も亦これを要求しなかった。

団員の日記、ノート、スケッチ等々を理事会に審査して貰うなど、更に馬鹿げたことであった。地図についても同様で、地図のすべてが送られたら理事会はどうしようもなかったであろうし、我々としても貴重な地図とお別れということであり、第一どこが軍事上重要であるのかなど我々に判る筈がなかった。理事会側でも同じ意見であった。

第十六条の各専門家が一人約二百頁の予備的報告を書き、調査の経過とその最も重要な成果とを英語と中国語とで記述する件は、同時に提案された北京で調査についてのみの定期刊行物を刊行するという件とともに、提案だけに終った。一九二八年のクリスマスの頃に私の書いた最初の通俗書 *Ater till Asien* (中国語訳『長征記』) 独訳 *Auf Grosser Fahrt*、英訳 *Across the Gobi Desert*、他にオランダ語・チェッコスロバキヤ語・日本語訳あり) が予備報告書の役目を果した。

第十七条の正式の報告の出版に関する取決めは、一部しか実行されなかった。我々の方針では原生物関係及び考古学関係の資料の全体は名高い中国の科学雑誌 *Palaeontologia Sinica* に発表し、その余の資料の悉くはスウェーデン国家及び個人有志の出資によって刊行される調

査団の科学的叢刊に発表されることになっている。

第十八条に言う四つの氣象台は、私の原案ではエチナ河・チャルチャン・ウルムチ及びボグド山 (Bogdo-ula) に設置され、調査終了の後中国に進呈されることになっていた。これは原案通り実行された。新疆の内乱がこれら氣象台の活動を停止しない限り、これらは恒久的な施設となるであらう。

中国側の提示に基づく十九条の協定が、実際には如何に行われたかは、大意を示した上述のヘディングの解説によつてよく伺われる。ヘディングは、この解説を「中国・欧洲両団員の間に育成された善意と友情とによつて、調査事業のあらゆる部門が最も満足に、些かの誤解も摩擦もなく行われた」と結んでいる。

中国では西北科学考察団は西北科学考察団とも呼んでいる。その一九二七—二八年の中国人の団員は、团长徐炳昶 (旭生) (史学及び哲学)、袁復礼 (地質・考古・畫図)、黄文弼 (考古学)、丁道衡 (地質・古生物)、詹蕃勳 (地図学)、崔鶴峰 (以下四人は何れも氣象学生)、馬叶謙、李憲之、劉衍淮、龔元忠 (写真撮影) であった。外国団員はヘディングを長として、スウェーデン人五、デンマーク人一、ドイツ人一一。しかし、経費の全部を負担したのはヘディングであり、中国団長の徐旭生が考古学のフィールドワークに何

等経験がないことを卒直に訴え、ヘディングに全団の团长たることを依頼し、ヘディングがこれを諒として全団の指揮を執つたことは、右のヘディングの解説に明記されている通である。

西北科学考察団叢刊と題する中国側の関係出版物は

- (1) 長征記 (斯文赫定著、李述礼訳、楊震文・徐炳昶校、64+3+296頁、一二四版、地図一葉、一九三一年刊)
- (2) 西遊日記 (徐旭生、徐炳昶著、5+13+168+299p. 附圖五六、中国學術団体協會西北科学考察団理事会、民国一九二九年九月刊)
- (3) 高昌專集 (黄文弼著、西北科学考察団叢刊之一、西北科学考察団理事会、民国二〇年刊)
- (4) 高昌專集贅言 (黄文弼著、民国二〇年九月十六日自序、民国二〇年刊か)
- (5) 高昌陶集上篇及び下篇 (黄文弼著、西北科学考察団叢刊之一、西北科学考察団理事会、民国二二年刊)
- (6) 西域地名 (馮承鈞編、西北科学考察団叢刊之一、4+2+2+65pp. 考察団内部用として編集、一九三〇年刊。その後、宿白・陸峻嶺改訂、中華書局、一九五五及一九五七年刊、更に陸峻嶺増訂「西域地名(増訂本)」16+159pp. 中華書局、一九八〇年二月、第四次印刷一九八二年二月)

(7) 高昌、第一分本(黄文弼著、西北科学考查团叢刊之二、考古学第一輯、吐魯番發現墓專記、墓專目錄、高昌魏氏紀年、高昌官制表、附録新疆發現古物概要、中国學術団体協会西北科学考查团理事会、民国三十年二月刊)の七種を数えるに過ぎないようであるのに対し、ヘディング側ではストックホルムから

*Reports from the Scientific Expedition to the North-Western Provinces of China under the Leadership of Dr. Sven Hedin—The Sino—Swedish Expedition—Publications*

と題する五四種の報告を世に送っている。この中の第二五冊から第二八冊までが調査活動の全史

*History of the Expedition in Asia, 1927-1935* である。これは副題に In collaboration with Folke Bergman とあるのが示しているように、多忙なヘディングに代って、その日記をもとにペリイマンが編集したものである。ペリイマンは優秀多能な学者で、今回の調査に当ってはヘディングの代理ともいふべき形で、調査団を纏めて調査を進捗せしめ、自らも亦多くの貴重な発見を行い、多くの報告を発表している。中でもエチナ河畔の防壘の廃墟からの二万点を超える漢代の木簡の発見、樓蘭古墓群の調査は特筆に値する功績である。

西北科学考查団の名を冠した刊行物はヘディング側の刊行物の十分の程度に過ぎないが、その中の何部かは黄文弼の報告である。さらにそれに続く黄氏の何部かの報告は西北科学考查団の名を冠してはいないけれども、その継続といふべきものである。西北科学考查団員としてフィールドワークに従事したが、考古学者としての黄文弼氏の出發でもあったが、氏の著作は実に西北科学考查団の考古学刊行物の中枢をなしているといふべきであらう。

### 三

黄文弼氏の伝記として今のところ最も詳しいのは、その令息黄烈氏の手になる「黄文弼伝略」(中国当代社会科学家第八輯、一九八六年、三二五—三三六頁)である。他にいくつかの小伝があるが、これに及ばない。この「黄文弼伝略」はここに紹介しようとする邦訳「ロプノール考古記」にも訳載されているが(頁:xxix p.)、白須淨真氏は「黄文弼略伝」と題して、詳しい註をつけた邦訳を発表している(龍谷史壇、第九二号、昭和六三年十月、六八一—九〇頁)。これには「黄文弼氏著作目録及び(略年譜)」(九一一—一〇一頁)といふ附録が追加せられ、到れり尽せりの感がある。一九二七年、ヘディングは北京に赴き、甘肅・新疆両省の第三回の考古学調査を行い、并せて航空機による調査の可

能性を検討する許可を国民政府に求め、外交部は簡単にこれを承認した。所が中国入学者の間から猛烈な反対が起った。ヘデインはこれら反対者と幾度か会合して漸く協定に漕ぎつけ、航空機の使用は許可せられなかったものの、中国入学者と協力し、必要な費用の全部をヘデインが負担するということだけで調査を實行することが出来たのである。そしてその中国側の考古学部門の担当者として黃文弼氏が選ばれたのである。

ヘデインと中国側とが「中央アジア」の調査について交渉を繰り返していた時、米国ニューヨークの米国自然博物館 (The American Museum of Natural History) の古生物学者アンドリュース (Roy Chapman Andrews) も亦蒙古における調査の許可を中国側に求めていた。アンドリュースは一九二一年以来中国に在って、右博物館の「アジア動物調査」(Asiatic Zoological Expedition) の団長として調査採集を進めつつあった。その調査は一九二二年、一九二三年、一九二五年続いて行われ、一九二八年にも続行する計画であった。調査に必要な資材とそれを運搬するため、の相当数の馬・駱駝の類も集積されていた。しかしそれ以前四回に互って行われていた調査は、一九二八年には行われるに至らず、アンドリュースはその集めた資材や馬・駱駝の類を悉くヘデインの探検隊に寄贈してアメリカに引揚

げてしまった。アンドリュースは多くの専門的論文のほか、それを平易にした一般読物

『支那におけるキヤムフと動物の足跡』(Camps and Trails in China. A Narrative of Exploration, Adventure, and Sport in Little-known China, New York and London: D. Appleton and Co., 1918)

『蒙古高原横断記』(Across Mongolian Plains. A Naturalist's Account of China's Great Northwest, New York and London: D. Appleton and Co., 1921)  
『古代人の足跡を尋ねて』(On the Trail of Ancient man. A Narrative of the Field Work of the Central Asiatic Expedition, New York and London: G. D. Putnam's Sons, 1922, 1923, 1924, and 1926)

『美国博物館中亞調查記』(The New Conquest of Central Asia. A Narrative of the Explorations of the Central Asiatic Expeditions in Mongolia and China, 1921-1930. Natural History of Central Asia, Volume 1, by Chester A. Reeds, Editor. New York: The American Museum of Natural History, 1932, D (= 50) + 678pp, with 128 Plates and 3 Maps.)

等の編著者として広く知られた学者である。右の諸書の最後の一書は、一九二一年から三二年に及ぶ調査活動の歴

史を述べたものであるが、それによるとアンドリュースが一九二八年の調査をやめてしまったのは、中国に澎湃として興った外国人学者による中国の遺跡遺物を調査蒐集して中国外に持ち去ることへの反発によるものであった。しかし調査の中止は、国外では勿論、中国人学者からも遺憾なことにせられたので、一九三〇年には再開せられた。ところがこの年度を最後に調査が打切られたのは、中国側がヘーデインに課したのと同じような条件を提示したほかに、その研究に複数の中国人の専門家をニューヨークの米国自然博物館に招聘すべきこと、その往復の旅費と米国滞在中の生活費とを同博物館が支出すべきことを要求し、アンドリュースが到底そんな条件は受入れられぬとしたためである。

ヘーデインやアンドリュースのやや後、一九三一年にオーレル・スタインも亦結果において同様な目に遭った。スタインは(一)一九〇〇一年、(二)一九〇六―〇八年、(三)一九一三―一六年三回の新疆・内蒙古方面調査に次いで、ハーヴァード大学・大英博物館の援助を得て、第四回の調査を試みるべく国民政府に許可を求め、一旦旅券の発行が認められると聞いてシムラからコタン地方に出で、ニヤ方面の調査を試みつつパスポートの発給を俟っていた所、外交部が旅券の発行を中止したと聞かされ、英国公使を通じて外交

部を説得して貰った結果、再び旅券を発給されることになった。ところが、発給については調査の計画の詳細を報告して有志の学者の諒承を得る必要があると回答して来た。しかし、当時の中国の郵便事情からすれば、仮に諒承が得られるにしても何週間かを必要とする。それでは調査の出来る冬期が終わってしまうと、スタインは調査の実行を断念し、西北インド・東部イランに方向を転じた。スタインによ

ると、彼は支那人学者一人を同行したい、適当な人を推薦してほしいと国民政府に申入れていたが、これについては何の反応もなかったという。事の始末はスタインがタイムズ紙に投書した一九三一年六月三〇日附の記事に詳記されている(A. Stein, *Archaeological Reconnaissances in North-Western India and South-Eastern Iran carried out and recorded with the support of Harvard University and the British Museum, London: Macmillan and Co., 1937, pp. 247-251*)。ニヤの遺蹟等では漢文やカロシユテイ一文の木簡、チベット文断片を始め、若干の遺物を採集したが、すべて道台に渡して来たという。但し特に重要と考えられる文書は写真に撮影し、専門家の研究を期待していたということである。(以下次号)

(東京、恒文社、一九八八年一月刊、xi、四二七頁、図版多数)